

文化財分科会の審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○第11期文化審議会文化財分科会における答申状況（平成23年5月20日現在）

第11期文化審議会文化財分科会（平成23年2月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、重要文化財等の指定・選定等100（件）、登録文化財の登録199（件）及び現状変更の許可等530（件）について、これまで審議を行い、下表のとおり答申を得た。

指定・選定等	100件
重要文化財（建造物）の指定 ・旧高橋家住宅 等	8件
重要文化財（建造物）の指定解除 ・旧住友家侯野別邸	1件
重要文化財（美術工芸品）の指定等 ・僻案抄 等	50件
史跡名勝天然記念物の指定等 ・旧奥行臼駅通所 等	31件
重要文化的景観の選定等 ・利根川・渡良瀬川合流域の水場景観 等	7件
重要伝統的建造物群保存地区の選定等 ・南会津町前沢伝統的建造物群保存地区 等	3件
登録	199件
登録有形文化財（建造物）の登録 ・大崎八幡宮社務所 等	194件
登録有形文化財（美術工芸品）の登録 ・本山彦一蒐集考古資料 等	2件
登録記念物の登録 ・東遊園地 等	3件
現状変更の許可等	530件
重要文化財（建造物）の現状変更等の許可	2件
史跡等の現状変更等の許可等	
・史跡に係るもの	295件
・名勝に係るもの	117件
・天然記念物に係るもの	115件
重要美術品の認定の取消し ・銅製渦雷文鐘	1件

2. 今後の課題

○引き続き、国宝・重要文化財等の指定等について審議する予定。